○触法少年事件の証拠物等に係る還付公告等実施要領について

平成30年12月20日

道本少第2828号（会合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

触法少年事件（触法少年に係る事件をいう。以下同じ。）の証拠物等に係る還付公告等については、「触法少年事件の証拠物等に係る還付公告等実施要領の制定について」（平20．６．27道本少第1366号（会合同）。以下「旧通達」という。）により行っているところであるが、引き続き、別添のとおり実施することとしたので、所属職員に周知徹底し適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

触法少年事件の証拠物等に係る還付公告等実施要領

第１　総則

１　趣旨

この要領は、少年法（昭和23年法律第168号。以下「法」という。）第６条の５第２項の規定により準用する刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第499条の規定に基づき、触法少年事件（触法少年に係る事件をいう。以下同じ。）の証拠物及び法第24条の２第１項各号のいずれかに該当する物件で、還付を受けるべき者の所在が判らないため、又はその他の事由により、還付することができない物件（以下「証拠物等」という。）に係る保管、還付公告（少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「警察職員職務規則」という。）第２条第１項に定める還付に関する公告をいう。以下同じ。）、廃棄、売却、道への帰属手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　準拠

地方部局（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）別表第１の右欄に掲げるものをいう。以下同じ。）における、証拠物等の道への帰属に関する事務処理手続は、財務規則、「北海道の歳入とする収入に係る事務の取扱いについて」（平30．４．６道本会第173号。以下「歳入事務取扱通達」という。）その他の関係規定によるほか、この要領の定めるところによるものとする。

第２　証拠物等の保管

証拠物等の保管については、北海道警察証拠物件管理規程（平成15年警察本部訓令第22号。以下「証拠物件管理規程」という。）の定めるところによるものとする。

第３　還付公告の手続

1　実施方法

警察署長は、証拠物等の還付を受けるべき者の所在が判らないため、又はその他の事由により、当該証拠物等を還付することができない場合は、次によりその旨を警察署の掲示場に掲示して公告するものとする。

⑴　証拠物等還付公告（別記第１号様式）に、警察職員職務規則第２条第１項各号に定める事項を記載して掲示すること。

なお、公告することにより、権利者の権利回復に資することが予想されるときは、押収の場所及び年月日並びに証拠物等の特徴をも公告することができるが、この場合においても、還付請求をする者が真の権利者であるかどうかを判断するための重要な事項については、公告しないように留意すること。

⑵　掲示の期間は､公告の掲示を開始した日の翌日から起算して14日間とすること。

なお、期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、１月２日、１月３日又は12月29日から12月31日までの日（以下「休日等」という。）に当たるときは、これを期間に算入しないこと。

また､証拠物等が著しく高額､貴重なもの､特に由緒のあるものなどであって､権利者の権利回復の必要性が高いと認められるときは、その期間を延長することができる。

⑶　掲示期間中に、その期間を延長する必要が生じた場合は、掲示中の証拠物等還付公告に期間が延長された旨及び延長された期間の末日の年月日を追記すること。

2　時期

還付公告は、次の各事項に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各事項に定める時点において速やかに行うものとする。

⑴　警察限りの措置とした場合

当該処理の決裁が終了した時点

⑵　警察署から児童相談所に送致し、又は通告した場合

ア　児童相談所において事件を家庭裁判所に送致しないとの結論が示された時点

イ　児童相談所が事件を家庭裁判所に送致したことに伴い、警察署において家庭裁判所に当該事件の証拠物等を送付したが、領置されず警察署に当該証拠物等が返還された時点

ウ　児童相談所が事件を家庭裁判所に送致したことに伴い、警察署において当該事件の証拠物等を送付するに際し、家庭裁判所から当該証拠物等の送付の必要がないとされた時点

3　還付公告の実施

還付公告を行う場合、調査主任官（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第18条第１項に規定する調査主任官をいう。以下同じ。）は、還付公告証拠物等処理票（別記第２号様式。以下「処理票」という。）及び証拠物等還付公告を作成するとともに、少年事件処理簿（触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号。以下「警察庁訓令」という。）別記様式第44号。以下「処理簿」という。）に必要事項を記載し、警察署長に報告後、実施するものとする。この場合においては、処理票及び証拠物等還付公告の原議を処理簿に添付し保存するものとする。

第４　廃棄の手続

１　廃棄に関する指揮伺

調査主任官は、公告をしたときから６か月の期間内であっても、証拠物等で無価値と認められるものについては、当該物件について、写真撮影、記録等により、その性質、形状、特徴等を確認した上で、処理簿により警察署長に証拠物等の廃棄に関する指揮伺を行うものとする。

なお、無価値と認められるものとは、既に滅失しているもののほか、破損したがん具、古雑誌、書籍、鉄棒（片）、木片、石ころ（列車妨害等に使用されたもの）、ボロ布、マッチ（放火、失火等に使用されたもの）等をいうものとする。

２　廃棄の決定

警察署長は、前事項の指揮伺に基づき当該証拠物等について、廃棄することが妥当であると認めるときは、（警察本部長、方面本部長又は生活安全部長（以下「警察本部長等」という。）による指揮事件の場合は、その指揮を受けた後）調査主任官を指揮し、廃棄の手続を行わせるものとする。

３　廃棄の実施

調査主任官は、当該証拠物等を廃棄処分したときは、廃棄処分書（警察庁訓令別記様式第42号）により、その経過を明らかにするとともに、処理簿及び処理票にその旨を記載し、警察署長に報告するものとする。

第５　売却の手続

１　売却に関する指揮伺

調査主任官は、証拠物等で滅失若しくは破損のおそれがあるもの又は保管に不相応の費用若しくは手数を要するなど保管に不便なものについて、公告をしたときから６か月の期間内であっても、これを売却し換価代金により保管する必要が認められるときは、当該物件について、写真撮影、記録等によりその性質、形状、特徴等を明確にした上で、処理簿をもって警察署長に証拠物等の売却に関する指揮伺を行うものとする。

２　売却の決定

警察署長は、前事項の指揮伺に基づき当該証拠物等について、速やかに売却することが妥当であると認めるときは、（警察本部長等による指揮事件の場合は、その指揮を受けた後）調査主任官を指揮し、これを売却させ、換価代金を証拠物件管理規程に基づいて保管させるものとする。この場合において、調査主任官は、処理簿により警察署長から売却決定の決裁を受けた後、処理票の売却決定年月日に同決裁日を記載するものとする。

３　売却の実施

調査主任官は、当該証拠物等を換価処分したときは、換価処分書（警察庁訓令別記様式第43号）により、その経過を明らかにするとともに、処理簿及び処理票にその旨を記載し、警察署長に報告するものとする。

第６　道帰属証拠物等引継要領

１　道に帰属する証拠物等

第３の事項による公告をしたときから６か月以内に還付の請求がないときは、当該証拠物等は、法第６条の５第２項の規定により読み替える刑事訴訟法第499条第３項の規定により道に帰属するものとする。

２　期間の起算方法

前事項の６か月の期間計算は、還付公告の末日の翌日を初日として起算するものとする。

なお、公告の期間を延長したときは、当該延長した公告期間の末日の翌日を第一日として起算するものとする。

また、期間の末日が休日等に当たるときは、これを期間に算入しないものとする。

３　現金等の地方部局長への引継ぎ

警察署長は、道に帰属する証拠物等が現金及び第５の事項により売却した換価代金（以下「現金等」という。）であるときは、証拠物等（現金）帰属調書（別記第３号様式）により、財務規則上の地方部局長たる警察署長（以下「地方部局長」という。）に通知し、会計課（係）に引き継ぐものとする。

４　現金等以外の証拠物等の地方部局長への引継ぎ

警察署長は、道に帰属する証拠物等が現金等以外であるときは、証拠物等（物品）帰属調書（別記第４号様式）により、地方部局長に通知し会計課（係）に引き継ぐものとする。

５　引継期日等

３又は４の事項に定める引継ぎは、証拠物等が道に帰属し次第、速やかに行うものとする。この場合において、調査主任官は、既に定めている処理簿及び処理票に

必要事項を記載の上、警察署長に報告するものとする。

６　地方部局長の事務処理手続

地方部局長が、３又は４の事項の定めによる引継ぎを受けたときは、会計課（係）において歳入事務取扱通達の定めるところにより、証拠物等の道への帰属に関する事務処理手続を行うものとする。

第７　事故報告

警察署長は、この要領に基づく措置に関し事故があったときは、調査事故簿（警察庁訓令別記様式第47号）により、直ちにその状況を警察本部長に報告（警察本部少年課長経由）するものとする。

※　別記様式は省略